

西東京市長 丸山 浩一 様

西東京市国民健康保険運営協議会  
会長 清水 文子

新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金の新設及び国民健康保険料の減免・徴収猶予について（答申）

令和2年4月23日付け2西市保第198号で諮問のありましたこのことについて、本協議会で審議し、その結果を取りまとめましたので、下記のとおり答申します。

## 記

### 1 諮問事項

- (1) 新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金の新設について
- (2) 国民健康保険料の減免・徴収猶予について

### 2 答申事項

- (1) 新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金については、新設することが妥当である。
- (2) 国民健康保険料の減免・徴収猶予については、実施することが妥当である。

### 3 答申理由

- (1) 新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金の新設について  
今般の新型コロナウイルス感染症については、国内で感染が拡大しつつあり、その更なる感染拡大をできる限り防止するためには、労働者が感染した場合（発熱等の症状があり感染が疑われる場合を含む。）に休みやすい環境を整備することが重要であり、国民健康保険において、傷病手当金を新設することが妥当である。
- (2) 国民健康保険料の減免・徴収猶予について  
新型コロナウイルス感染症の影響により一定程度収入が下がった被保険者に対して、被保険者の負担軽減の観点から、国民健康保険の保険料の減免及び徴収の猶予を実施することが妥当である。

### 4 付帯意見

被用者を除く被保険者を対象とする保険給付について、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、国や東京都に対して、費用負担も含めて、財政支援の拡充を要望すること。